

公衆浴場におけるレジオネラ属菌対策のための 衛生管理チェックポイント①

1 浴槽水

- 浴槽水は原則として毎日※すべての湯を入れ替えている。
※ろ過器を設置している場合は、週1回以上。
(気泡発生装置のある浴槽も毎日すべての湯を入れ替えるよう努力)
- 浴槽水の消毒には塩素系薬剤を使用し、残留塩素濃度は、
0.4~1.0mg/ℓに保っている。
- 毎日定期的に浴槽水の残留塩素濃度を測定し、
記録を3年間保管している。
- 水質検査（大腸菌群、レジオネラ属菌）を行い、検査結果を3年間
保管している。
また、結果の写しを脱衣室や入浴者が見やすい場所に掲示している。
毎日換水をしている場合・・・・・・・・・・年1回以上
ろ過器を使用し毎日換水していない場合・・・・年2回以上
浴槽水の消毒が塩素消毒ではない場合・・・・年4回以上 } 検査頻度
- 浴槽の湯は、入浴者が利用している間は常に豊富かつ適温に
保っている。

2 配管

- 配管内部の浴槽水を完全に排水できる構造である。
- 内湯と露天風呂は配管等を通じて露天風呂の湯が内湯に混入すること
のない構造である。
- 配置状況を正確に把握し、不要な配管を除去している。
- 週1回以上消毒、年1回以上洗浄をしている。

3 ろ過器

- 十分なるろ過能力（1時間に1ターン以上）があり、
洗浄又はろ材の交換ができる。
- ろ過器の前に集毛器を設置している。
- 週1回以上洗浄、消毒又はカートリッジの交換をしている。

4 集毛器

- 毎日洗浄、消毒を行っている。

公衆浴場におけるレジオネラ属菌対策のための 衛生管理チェックポイント②

5 原湯、原水、上がり用湯、上がり用水

- 井戸水、温泉水等を使用している場合、水質検査（大腸菌、レジオネラ属菌）を行い、検査結果を3年間保管している。
また、結果の写しを脱衣室や入浴者が見やすい場所に掲示している。
原湯：浴槽に直接注入される再利用でない温水のことです。
原水：原湯の原料に用いる水、浴槽の湯水の温度を調整するために浴槽に直接入れる再利用でない水のことです。
上がり用湯、上がり用水：洗い場のシャワーやカランから出る湯水のことです。

6 オーバーフロー水・回収槽

- 浴用に利用していない。
既施設等で浴用に供する構造の場合は、還水管と回収槽の清掃及び消毒を週1回以上行い、湯水を塩素系薬剤等により消毒している。
改装工事等の際には浴用に供さない構造にすること。

7 貯湯槽

- 完全に排水できる構造である。
- 貯湯槽内の水温を60℃以上（最大使用時は55℃以上）に保っている。
温度が上がらない場合は消毒装置を設置してください。
- 必要に応じて洗浄、消毒している。

8 気泡発生装置

- 微小な水粒を発生させる設備は、空気取入口から土ぼこりが入らない構造である。
空気取り入れ口付近に土やほこりがたまらないよう、定期的に清掃をしてください。

9 シャワー（ヘッド・ホース）

- 週1回以上、内部の水が入れ替わるよう流水している。
- 半年に1回以上点検し、年1回以上内部の洗浄、消毒をしている。